

優遇税制

住宅を取得すると不動産取得税や固定資産税、登録免許税などさまざまな税金がかかります。

国は住宅取得やリフォームの負担を軽減する目的で、さまざまな減税制度、また、一定の金額を所得税から控除する制度などを設けています。

一方で、より性能の高い住宅の取得や、現在住んでいる住宅の性能を向上させるリフォームに対して優遇する税制も用意しています。

制度ごとにさまざまな要件が設けられており、対象となる住宅・リフォーム工事や、対象となる人も異なります。また、期限が設けられているものもありますから、注意が必要です。

住宅取得やリフォームの実施にあたっては、こうした制度を賢く活用することでメリットを生むことができます。

頁	制 度	
28	住宅ローン減税	新築住宅
		買取再販住宅
		既存住宅
		リフォーム
30	住宅リフォーム減税	
32	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除	バリアフリーリフォーム減税〈所得税〉
33		省エネリフォーム減税〈所得税〉
34		耐震リフォーム減税〈所得税〉
35		同居対応リフォーム減税〈所得税〉
36		長期優良住宅化リフォーム減税〈所得税〉
37		子育て対応リフォーム減税〈所得税〉
38		既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置(固定資産税)
	省エネ改修促進税制〈固定資産税〉	
	耐震改修促進税制〈固定資産税〉	
	長期優良住宅化リフォーム減税〈固定資産税〉	
40	登録免許税の減税	
42	固定資産税の新築住宅に係る減額	
44	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置	
45	相続時精算課税制度の選択の特例	